

## 墨田区告示第507号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、文花児童館の指定管理者を次のとおり指定したので、墨田区児童館条例（昭和46年墨田区条例第20号）第23条の規定により公告する。

令和7年12月17日

墨田区長 山本亨

施設の名称	指定管理者	指定の期間
文花児童館	東京都世田谷区上北沢三丁目8番 19号 社会福祉法人 雲柱社 理事長 小磯 満	令和8年4月1日から令 和10年3月31日まで